

# 向き合う



会には年400人ほどから相談が寄せられ、その数が減ることはない。

不適切な医療や根拠のない民間療法に取り込まれて孤立する家族。食物アレルギーのわが子に誤って食べさせてしまい罪の意識にさいなまれ続ける母親。希望が見えない長引く治療を悲観して「子どもと一緒に死にたい」と訴えるお母さんもある。

そんな時は来し方に耳を傾け、わが子のために必死に頑張ってきた苦勞をねぎらい、普通に暮らせることをめざせる適切

## アレルギーを考える 園部 まり子さん ③ 母の会代表理事

な医療があることを伝えて行動の変容を促している。2006年に日本アレルギー学会の学術大会で発表の機会を得て以来、「たまたま受診した医療機関によって、人生が左右されてしまうようなことが起きている」と訴え続けている。

患者が医療を見る目を持つことも大事だが、まずはその前に、医療の不確実性や医師の裁量などを言い訳にせず、治せることをめざせる標準治療を受けられる、当たり前前の医療の均てん化を実現してほしいと願う。

14年6月、アレルギー疾患対策基本法が成立し、15年12月に施行した。基本理念を示した第3条2は「アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患に係る医療（略）を受けることができるようにする」とうたう。裏を返せば、現実はそのでないことを示している。第3条の

## 「どこでも標準治療」基本法に

3には「国民が、アレルギー疾患に関し、適切な情報を入手することができる」とともに、アレルギー疾患にかかった場合には、その状態及び置かれている環境に応じ、生活の質の維持向上のための支援を受けることができる」と定められた。この2点に患者の基本法への期待が込められている。

16年2月、基本法を受けて厚生労働省にアレルギー疾患対策推進協議会が設置され、私も委員として「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」作りに携わった。作業では協議会の場だけでなく、厚労省の担当課長補佐と患者委員、アレルギー学会の首脳が集まり議論を交わすことが何度もあった。17年3月にまとまった基本的な指針には必要な施策の方向性が示された」と評価している。着実な施策推進が期待されている。